

福井県報

号外第21号
平成28年
3月31日(木)
火・金曜日 発行
1月1,800円郵送料共

目次
(※は、県例規集登載事項)

人事委員会規則

- ※福井県一般職の職員等の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則(二二八)……………一
- ※初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則(二一九)……………四
- ※福井県の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則(三〇〇)……………四
- ※池田町の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則(三一)……………五
- ※若狭町の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則(三二)……………五
- ※公益的法人等への福井県職員等の派遣等に関する条例施行規則の一部を改正する規則(三三)……………五
- ※武生三国モーターボート競争施行組合の管理職員等の範囲を定める規則(三四)……………五
- ※公立小浜病院組合の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則(三五)……………五

人事委員会規則

福井県一般職の職員等の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。
平成二十八年三月三十一日

福井県人事委員会
委員長 野村 直之

福井県人事委員会規則第二十八号

福井県一般職の職員等の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則
福井県一般職の職員等の給与に関する条例施行規則(昭和三十二年福井県人事委員会規則第一号)の一部を次のように改正する。
別表第十一知事の事務部局の部本庁の項中

「部長 新幹線政 策監 参与(人 事委員会 が別に定 める職に 限る。)	国体推進 局長 ふるさと 局長 参与(人 事委員会 が別に定 める職に 限る。)	課長 室長(人 事委員会 が別に定 める職に 限る。)	企画参事 室長(人 事委員会 が別に定 める職に 限る。)	奥越会計 室長
者 會計管理 技幹 企画幹 除く。)	會計局長 除く。)			

を

部長	ふるさと課長	企画参事
国体推進局長	県民局長	室長(人)
新幹線政務監	危機対策委員会	室長(人)
策監	が別に定め	が別に定め
参与(人事委員会)	める職に	める職に
事委員会	が別に定め	除く。)
が別に定め	める職を	参事
める職に	除く。)	
限る。)		
企画幹		
技幹		
会計管理		
者		
会計局長		

に改め、同部嶺南振興局の項中「課税課長」
、「二州県税相談室長」および「林業水産課
長」を削り、同部福井県税事務所の項中「丹
南県税相談室長」、「総務課長」、「管理課
長」および「奥越県税相談室長」を削り、同
部中

を

丹南・敦賀新幹線 用地事務所	所長	次長
丹南新幹線用地事 務所	所長	次長
敦賀新幹線用地事 務所	所長	次長

に改め、同部生活学習館の項中

を

副館長	副館長
を	を
に改め	に改め

、同部消防学校の項中

校長	校長
を	を
に改め	に改め

、同部坂井健康福祉センターの項中

所長	所長
医幹	医幹

を

に改め

、同部奥越健康福祉センターの項中「環境衛
生課長」を削り、同部丹南健康福祉センター
の項中「地域支援室長」を削り、同部中

<p>「総合福祉相談所」</p> <p>所長</p> <p>次長 障害者支援課長</p> <p>地域支援課長</p>	<p>総合福祉相談所</p> <p>嶺南振興局敦賀児童相談所</p> <p>次長</p> <p>所長</p>	<p>に改め、同部和敬学園の項中「次長」を削り、同部県立病院の項中</p>	<table border="1"> <tr> <td>「事務局長 薬剤部長 センター 看護部長 検査室長 医療技術部長 放射線室長 医療安全部長 臨床工学部長 技術室長 診療録管理室長 陽子線治療研究部長」</td> <td>を</td> <td>「事務局長 薬剤部長 事務局次長 看護部長 検査室長 センター 放射線室長 医療技術部長 臨床工学部長 医療安全部長 技術室長 診療録管理室長」</td> </tr> </table> <p>に改め</p>	「事務局長 薬剤部長 センター 看護部長 検査室長 医療技術部長 放射線室長 医療安全部長 臨床工学部長 技術室長 診療録管理室長 陽子線治療研究部長」	を	「事務局長 薬剤部長 事務局次長 看護部長 検査室長 センター 放射線室長 医療技術部長 臨床工学部長 医療安全部長 技術室長 診療録管理室長」	<p>同部看護専門学校の項中</p> <p>「副校長」を「副校長」に改め</p>	<p>同部美術館の項中</p> <p>「副館長」を「副館長 総括学芸員」に改め</p>	<p>同部一乗合朝倉氏遺跡資料館の項中</p> <p>「館長」を「館長」に改め</p>	<p>同部福井農林総合事務所の項中「企画振興室長」を削り、同部坂井農林総合事務所の項中「企画振興室長」および「地域農業振興課長」を削り、同部奥越農林総合事務所の項中</p>
「事務局長 薬剤部長 センター 看護部長 検査室長 医療技術部長 放射線室長 医療安全部長 臨床工学部長 技術室長 診療録管理室長 陽子線治療研究部長」	を	「事務局長 薬剤部長 事務局次長 看護部長 検査室長 センター 放射線室長 医療技術部長 臨床工学部長 医療安全部長 技術室長 診療録管理室長」								

「企画振興室長」を削り、同部丹南農林総合事務所の項中「企画振興室長」および「地域農業振興課長」を削り、同部農業試験場の項中

改め、同部埋蔵文化財調査センターの項中

「所長	「所長
次長	次長
指導相談 課長	指導相談 課長 研修課長

に を

教育事務所の項中

「参与
企画幹」

「参与
企画幹」を監
学校教育に改め、同部嶺南

「参与

別表第十一教育庁の部本庁の項中

同部畜産試験場の項中「管理課長」および「嶺南管理室長」を削り、同部水産試験場の項中「管理課長」および「嶺南管理室長」を削り、「福井丸船長」を「若潮丸船長」に改め、同部越前漁港事務所の項中「総務課長」を削り、同部広野・榎谷ダム統合管理事務所および大津呂ダム管理事務所の項を削る。

「企画・指 導部長 作物部長 有機環境 部長	「次長 企画・経 営課長 シヒカリ 開発部長	高度営農 支援課長
------------------------------------	------------------------------------	--------------

に改め、

「次長 部長 課長 企画・経 営課長	嶺南管理 支援課長 病害虫防 除室長	高度営農 支援課長
--------------------------------	-----------------------------	--------------

を

る。

別表第十一学校以外の教育機関の部青少年センターの項を削る。

附則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十八年三月三十一日

福井県人事委員会

委員長 野村 直之

福井県人事委員会規則第二十九号

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和四十四年福井県人事委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

別表第三の4の部中学卒の項第一号中「**修**」の次に「**修**」を加える。

附則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

福井県の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十八年三月三十一日

福井県人事委員会

委員長 野村 直之

福井県人事委員会規則第三十号

福井県の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

福井県の管理職員等の範囲を定める規則（

「所長	「所長 次長
-----	-----------

に改め

昭和四十一年福井県人事委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。

別表第一教育庁の項中「企画幹」を「教育振興監 学校教育幹 企画幹」に改め、「教育振興課、学校教育政策課、高校教育課または義務教育課」を「教育政策課または学校振興課」に改める。

別表第二県立病院の項中「事務局長」の下に「事務局次長」を加え、同表畜産試験場の項中「嶺南管理室長」を削り、同表水産試験場の項中「嶺南管理室長」を削り、同表埋蔵文化財調査センターの項中「所長」の下に「次長」を加え、同表青少年センターの項中「副所長」を削る。

附則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

池田町の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十八年三月三十一日
福井県人事委員会
委員長 野村 直之

福井県人事委員会規則第三十一号

池田町の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

池田町の管理職員等の範囲を定める規則(昭和四十一年福井県人事委員会規則第二十号)の一部を次のように改正する。
別表第一町長部局の項中「課長」を「総括監理官 課長」に改める。
別表第二下池田支所の項および福祉の里の項を削る。

附則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

若狭町の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十八年三月三十一日
福井県人事委員会
委員長 野村 直之

福井県人事委員会規則第三十二号

若狭町の管理職員等の範囲を定める規則(若狭町の管理職員等の範囲を定める規則(平成十七年福井県人事委員会規則第二十一号)の一部を次のように改正する。
別表第二病院の項を次のように改める。

附則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

公益的法人等への福井県職員等の派遣等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十八年三月三十一日
福井県人事委員会
委員長 野村 直之

福井県人事委員会規則第三十三号

公益的法人等への福井県職員等の派遣等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

公益的法人等への福井県職員等の派遣等に関する条例施行規則(平成十四年福井県人事委員会規則第三号)の一部を次のように改正する。
別表第三十一号を次のように改める。

三十一 一般社団法人福井県農業会議

附則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

武生三国モーターボート競走施行組合の管理職員等の範囲を定める規則を廃止する規則を公布する。

平成二十八年三月三十一日
福井県人事委員会
委員長 野村 直之

福井県人事委員会規則第三十四号

武生三国モーターボート競走施行組合の管理職員等の範囲を定める規則を廃止する規則

武生三国モーターボート競走施行組合の管理職員等の範囲を定める規則(昭和四十六年福井県人事委員会規則第十号)は、廃止する。

附則

この規則は、平成二十八年三月三十一日から施行する。

公立小浜病院組合の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十八年三月三十一日
福井県人事委員会
委員長 野村 直之

福井県人事委員会規則第三十五号

公立小浜病院組合の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

公立小浜病院組合の管理職員等の範囲を定める規則(昭和四十一年福井県人事委員会規則第四十九号)の一部を次のように改正する。
別表を次のように改める。

別表(第二条関係)

狭	介護老人保健施設アクル若	組織	公立小浜病院組合	事務局長 課長	職員
		杉田玄白記念	病院長 副院長		
		公立小浜病院	統括診療部長 部長 副部長		
		薬剤部	部長 科長		
		医療技術部	部長 科長 技師(士)長		
		看護部	部長 副部長 看護師長		
		事務部	部長 次長 課(室)長		
		レイクヒルズ美方病院	病院長 副院長 診療部長 科長 技師(士)長 総看護師長 看護師長 事務長 事務長補佐		
		公立若狭高等看護学院	学院長 副学院長 事務長 事務長補佐		
		教務主任			

附則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

平成二十八年三月三十一日印
平成二十八年三月三十一日発行

発行人 千九一〇一八五八〇
印刷人 千九一〇一〇八五八

福井県福井市大手三丁目十七番一號 福井県
福井県福井市手寄二丁目十五―二十七 榎竹下印刷所

☎ 三三三二番